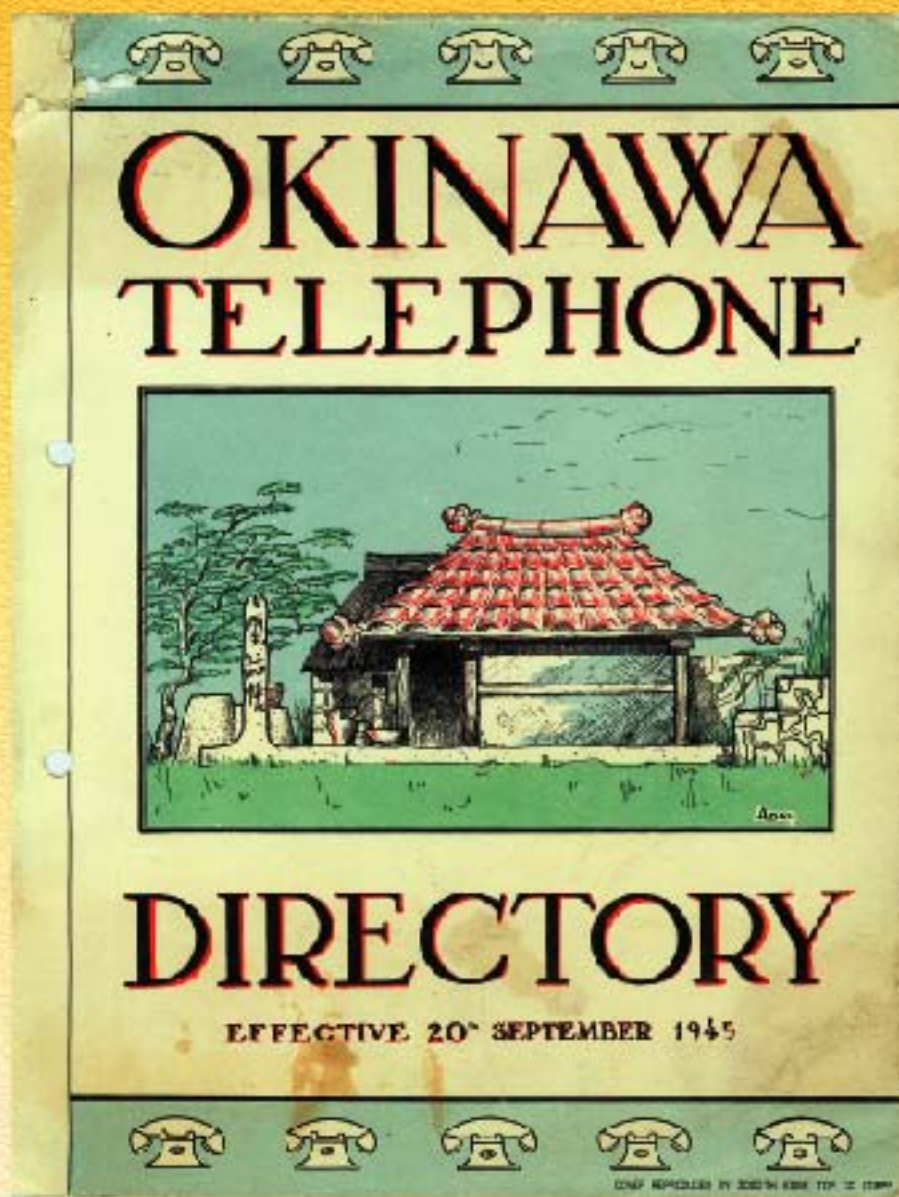


アーカイブズ

ARCHIVES

沖縄県公文書館だより 第33号 平成19年8月1日発行



米軍作成沖縄電話帳 1945年9月

1945年9月21日には、アメリカ海軍が沖縄を統治することになりますが、この電話帳はその頃出版されたものと考えられます。この電話帳が作成された背景から、米軍の組織や業務内容が推測できるばかりでなく、戦災で荒廃した沖縄に占領当初から近代的な通信機器である電話回線を配備し、組織的な軍政を行っていたことを伺い知ることができます。



新館長にむく

この四月、沖縄県公文書館長（沖縄県公文書館指定管理者財団法人沖縄県文化振興会常務理事）として、伊佐嘉一郎（前県文化環境部長が着任しました）。



伊佐嘉一郎館長

Q1 公文書館館長として、今もとても実感なさっていることは何ですか？

これまでの行政経験で、公文書の重要性ということ、ことあることに実感してきました。行政機関では、多くの許可権限を持っていますが、そこではまさに「公文書が大切」です。

公文書には、許認可にあたって所管部局がどのような判断をしたかということが記録されています。行政機関の判断は住民生活に大きな影響を及ぼすことが多く、のちのちその判断が問われることもあります。その時に、公文書が行政判断の経緯の検証に役立つこととなります。

このように行政文書を広く公開し、行政の説明責任を果たすということは、公文書館の役割として、たいへん重要なことだと思えます。

Q2 公文書館は、行政の内部に蓄えられていた公文

書を県民に開かれたものにしていくのですが、公開においては、個人情報の保護等とのバランスをどう図るか、という問題があります。

情報公開条例や個人情報保護条例は、個人情報については原則非公開という立場です。しかし公文書館では、一定期間が経過すれば、公文書を公開するのが前提となっています。

行政の裁量や意思決定の記録は、できるだけ速やかに公開したほうがよいと考えますが、個人情報に関して、個人の権利利益を損なうことがないよう、配慮する必要があります。現在のようないんformation社会では、ますます公文書に関しての専門性が、公文書館に求められます。

Q3 平成七年の開館から十二年が経ちました。当面の目標は

目標は

県職員や県民のみならず、公文書館制度の重要性を理解していただくとともに、歴史資料としての公文書についても興味を持っていただくようなユニークな展示等をして、公文書館をもっと県民が親しみやすい身近な施設にしたいですね。



元琉球政府職員新城鐵太郎さん。琉球政府の広報写真を前に。平成19年7月

この人にききました ～利用者の声

新城さんは1952年から10年余り琉球政府の広報カメラマンを務められ、沖縄県公文書館に収蔵されているその時期の琉球政府広報写真の多くは新城さんの撮影によるものです。そこで、沖縄県公文書館は、これらの広報写真についての情報を新城さんから聴き取る作業を行っています。このコラムは、これから3回に亘って、新城鐵（てつ）太郎さんにうかがったお話を掲載する予定です。初回は新城さんの経歴をご紹介します。

主席直属の情報課に配属され、広報の仕事をする事になりました。以後、十年余に亘り琉球政府の重要な行事や人物の写真を撮るのですが、入庁したばかりの頃は政府備品のカメラがなく、新城さんが戦前から愛用していたカメラを使用したそうです。

その後海外課長などを経て、一九六八年十一月から東京事務所の外官として施政権返還に向けた制度調整を行いました。復帰後は国に自分が引継がれ、新設の第十一管区海上保安本部に配置。一九八一年、石垣海上保安部次長で定年を迎えました。その後日本内航海運組合の監査委員を八十歳まで務め、また現在でも那覇市久米町の自治会の顧問として多忙な日々を送っています。（文責 富永一也公文書主任専門員）

新城鐵太郎さんは大正十一年一月、台湾で生まれ、父親の鐵三さんは台湾総督府の官吏としており、昭和二年、鐵太郎さんは台南市の玉井小学校に入学します。小学校五年生の夏休みに家族で石垣村（現石垣市）登野城の父親の実家に里帰りするのですが、台湾へ戻る間に風邪をひいて寝込んでしまい、一人で祖父母のもとに残ったのでした。その生活がすっかり気に入った新城少年は、風邪が治っても台湾へ帰らず、そのまま石垣の小学校へ通うようになりました。

やがて名護にあった県立三中に進み、最後の一年間は比嘉秀平教頭（戦後、琉球政府初代行政主席を務めた）の薫陶を受けます。

卒業後、満州（現在の中国東北部）に渡り、新京市（現在の長春市）にあった満州生活必需品株式会社本社に勤務。昭和十七年一月、二十歳で陸軍に現役兵として入営し、戦時中は中国東北部から中国中部にかけて転戦。その後船舶兵として南方へ送られ、トラック諸島の春島で敗戦を迎えました。昭和二十年九月に東京に復員、熊本での新聞記者生活を経て、一九四七年、石垣に戻りました。

新城さんが撮影した比嘉秀平主席。1954年、琉球政府の主席室にて。背景の白い建物は那覇警察署。





平成十九年四月から、公文書館に指定 管理者制度が導入されました。

指定管理者制度って？

県が設置した公共施設を効率よく管理・運営するため、民間企業などから最適な団体(指定管理者)を選び、県に代わって施設を管理してもらう制度です。

これまで公共施設の管理は、県や公共の団体などに限定されてきましたが、民間の能力を活

用し、住民サービスの向上と管理に係る経費の節減を図ることを目的に制度化されたのが指定管理者制度です。公園や運動場、マリーナ、県営住宅、劇場などが、指定管理者に委ねられています。

公文書館の指定管理者は誰？

財団法人文化振興会が選定されました。県文化振興会は沖縄県が出資する公益法人で、これまで管理委託制度により公文書館業務を受託してきた実績が

あります。

平成十八年十二月議会で指定管理者指定の議決を得て、十二月二十二日に指定を受けました。平成十九年四月からは、県の出先機関としての公文書館はなくなり、県文化振興会が公文書館を管理・運営しています。指定管理期間は平成二十一年度までの三年間です。その後県は、あらためて指定管理者を選定し直すこととなります。

公文書館長は誰が？

指定管理者である県文化振興会の常務理事が、対外的には沖縄県公文書館長となります。同じく県文化振興会の総務企画課長が、副館長となります。

公文書等の利用はこれまでどおり？

これまで管理委託制度のもとで県文化振興会が提供してきたサービスを維持することはもちろんです。さらにより多くのみなさまに公文書館を利用していただくよう、指定管理者に努力が求められています。

ただし、公文書等の出版物等掲載許可や館外貸出といった許認可については、指定管理者の権限ではありません。この四月からは、沖縄県知事に許可申請書を提出して審査を受けることになりました。

指定管理者は、公文書館の窓口で利用についてのご相談を受け、許可申請を取り次ぎます。

公文書等の収集も、これまでどおりですか？

資料は原則として原本で収集することになりました。それが困難な場合は複製で収集することになりますが、それを決定する権限は指定管理者にはありません。沖縄県知事の承認を得ることが必要です。

また、沖縄県の区域以外にある資料を収集のために調査するときも、沖縄県知事の承認が必要

アーカイブズ 講演会



米川 恒夫 さん

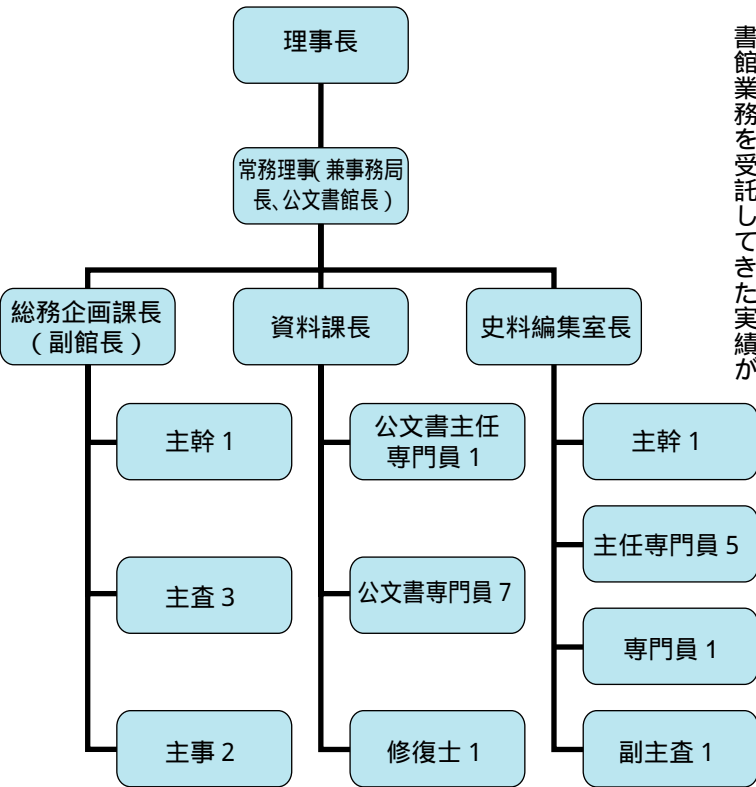
平成十九年五月十八日、公文書講演会「国立公文書館の公開制度・歴史公文書と個人情報」を、公文書館講堂で開催しました。

講師には独立行政法人国立公文書館から米川恒夫公文書専門官をお招きし、およそ一時間半にわたってお話を伺いました。

公文書館の使命と役割、国及び地方公共団体の責務、また、国立公文書館では個人情報保護の観点から行う利用制限をどのよう

に実施しているかという点について、多岐にわたる論点を整理していただき、実り多い講演となりました。

参加者はおよそ百二十人を数え、市町村の文書担当や歴史編纂担当の職員の方だけでなく、一般県民のみなさんの姿も多く、公文書館の諸制度に対する関心の高さを知ることができました。



沖縄県(総務部総務私学課)
 沖縄県公文書館の管理に関する基本協定
 沖縄県公文書館指定管理者 財団法人沖縄県文化振興会
 (財団組織図平成19年6月現在)
 史料編集室は、沖縄県教育委員会 文化課 から編集事業等の委託を受けています。
 公文書等の収集・整理、閲覧、利用普及、保存といった公文書館業務は、資料課が実施しています。

特集

復帰と制度調整

昭和47年5月、沖縄の施政権が返還され、戦後27年間におよんだ米軍の沖縄統治が終わりました。今年平成19年は、その35周年にあたります。関連したトピックとして、沖縄県公文書館に所蔵されている施政権返還(復帰)関連の文書をご紹介します。

占領と独自制度の発達

一九四五年四月、沖縄に上陸した米軍は、「ニミッツ布告」(米国海軍軍政府布告第一号)により、南西諸島における日本の行政権を停止しました。以後、米軍による布令・布告・指令が沖縄統治の基本となりました。

一九五二年の琉球政府の設立後は、布令・布告・指令に反しない範囲で、立法院による立法も行われました。そのような状況下で、沖縄には独自の行政制度、裁判制度、資格制度などが発達していきました。

「一体化」と制度調整

一九六七年十一月、佐藤首相・ジョンソン大統領が会談を行い、その後の共同声明で沖縄の施政権返還の方針を確認し、さらに「施政権が日本に回復されることとなるときに起るであろう摩擦を最小限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進める

ことで一致しました。

施政権返還は、占領下沖縄で独自に発達した諸制度を、日本本土のそれと「一体化」することを意味していました。そこで、返還へ向けて、諸制度の調整が検討され、法制化されました。沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年十二月三十一日法律第二百十九号、以下「復帰特別措置法」)には、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする」とうたわれ、必要な経過措置や権利義務の承継について保証することで、「一体化」がスムーズに実現することが図られたのです。

それは、琉球政府の渉外官の一人として施政権返還に向け国の省庁との調整業務に携わった新城鐵太郎さん(今号のコラム)の人間に聞きました

「に登場)によれば、「四角いパイプと丸いパイプをうまくつなぐための連結管」を製作するような仕事でした。

沖縄県公文書館には、そのような制度調整の具体的事例を示す文書が所蔵されていますので、いくつかご紹介します。

消防設備士

『消防設備士の特例試験制度に関すること』

(資料コード:0000067334)

消防法により、消防設備士以外の者が消防用設備等の設置工事や整備を行ってはならないことになっていますが、これを「職の独占」といいます(復

帰前の沖縄では相当する資格がなかったため、消防法施行令により経過措置が設けられ、昭和五十年三月三十一日まで法の適用除外とされました。

しかしながら、資格試験そのものについては、特例措置が講じられていませんでした。写真の文書は、特例試験を要望する県内業界の陳情を受けた県が、(国)当時の自治省消防庁)に提出した救済措置の要望書の控えです。公文書館では、それが認められ、特例試験の実施に至った経過を示す文書を所蔵しています。

准看護婦(現在の呼称は准看護師)

『臨時准看護婦特例講習会に関する書類』

『臨時看護婦特例講習会 昭和四十八年度』

『臨時看護婦特例講習会 昭和四十九年度』

「復帰特別措置法」の第百一条「准看護婦(師)に関する特例」により、琉球政府の立法第四百四十九号「公衆衛生看護婦助産婦





看護婦法」で設置された臨時准看護婦養成所又はこれに準ずる養成所を卒業した者は、受験資格を定めた国の法律によらず、沖縄県知事が行う准看護師試験を受けることができることとされました。

ただし、それによつて得た資格の効力は、沖縄県内に限られていました。これにはさらに特例が設けられ、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者については、本土と同等の資格が与えられることになっていきます。

給与

『琉球政府職員の給与仮計算の基準および要領』

(資料コード：0000065176)

『琉球政府職員給与計算関係書類』(資料コード：0000065184)

琉球政府と日本政府では公務員の給与体系が異なっており、これも「一体化」の対象になりました。復帰特別措置法」の第三十二条にあるように、復帰後、琉球政府の職員の身分は、国、沖縄県、または沖縄県内の市町村

のいずれかに引き継がれました。それぞれに新たな給与体系のもとに置かれたわけですが、差額が出る場合には特別手当が加算されました。

写真の文書(左)は特別手当関係、右側



の文書は、仮に琉球政府職員が国家公務員となった場合の俸給額を仮計算するための資料です。



沖縄県文書の新規公開 当番

公文書館は、沖縄県の文書規程等に基づき、保存期間が満了した文書の引渡を受け、選別・整理して利用に供しています。

平成十九年四月には、沖縄県が昭和四十七年から昭和五十六年頃までに作成・収受した公文書千百七十八簿冊を、新しく公開しました。次のような文書を閲覧することができます。

文書によっては、個人情報保護などの理由で、閲覧できない部分がありますので、ご了承ください。

- ・ 知事あて陳情等の対応に関する文書
- ・ 沖縄国際海洋博覧会の跡利用問題対策に関する文書
- ・ 庁議事録
- ・ 開発行為許可申請に関する文書
- ・ 児童福祉施設(保育所)の設置認可に関する文書
- ・ 琉球大学医学部の設置準備に関する文書
- ・ 都市計画の決定に関する書類
- ・ 道路施設の現況調査に関する書類
- ・ 公有水面埋立の免許及び竣工認可に関する文書
- ・ 土地改良事業に関する書類
- ・ 県営土地改良事業に関する書類

あ の 日 の 沖 縄

終戦直後、宜野座の子どもたち
トーマス・マーフィン文書より

沖縄本島中南部に比べて、戦闘が早く終結した本島北部では、子供達への教育も、いち早く再開されていました。ここにご紹介する写真は日付不明ですが、1945年に宜野座の収容所近辺で撮影された可能性が高いと思われます。



公文書館資料コード:0000003388

Orphanage-Ginoza. (孤児院、宜野座)

写真の裏面には、soybeanmilk feeding(豆乳を与える)×モ書きがあります。戦争は多くの孤児を生み出しました。



公文書館資料コード:0000003390

Building in soke. (惣慶の建物)

宜野座村惣慶のことと思われます。左手の建物は軍政府が使用していたようです。

トーマス・マーフィン Thomas M. Fin (一九一五—二〇〇〇)氏は、第二次世界大戦前に日本語を習得し、海軍将校として、一九四五年から四六年にかけて、沖縄の米軍海軍政府に勤務しました。四年四月に設営された比嘉・鳥袋収容所を管理運営するスタッフの一員も勤めています。

その後、一九五二年から四五年にかけて、在沖米副領事として沖縄と関わりました。

平成十二年九月、同氏が収集し保存していた文書二百三十三件を、妻のジュリー・マーフィンさんが公文書館に寄贈なさいました。収容所の写真や、沖縄島の地図などを含む資料群となっています。

Q&A 閲覧室

Q

県内に所有していた土地が戦後、米軍によって占有、使用されたことに対して補償が行われ、補償金に対して徴収された領収書があるとききました。また米軍用地のための土地賃借に関して契約が取り交わされたときもきます。

公文書館はそのような領収書や契約書等も保管していますか。私は当事者の代理人として、依頼人が県内某町(当時は村)で所有していた土地に関するこのような資料を探しています。

Q

「講和発効前補償」とは、一九四五年八月一日から一九五二年四月二十八日の対日講和条約までの期間、沖縄住民が米軍から受けた人身、財産等の被害に対してとられた補償措置をいいます。

Q

一九四五年から一九五二年の間、軍人、軍属が被告となった裁判記録や、終戦以降、一九八〇年頃までの間、軍人、軍属が起した交通死亡事故の統計資料はありますか。

A

琉球政府法務局文書、講和発効前損失補償に関する書類群の中に、講和発効前補償金支払済現金領収書(該当する自治体の資料は二十六簿冊)、「基本貸借契約書(該当する自治体の資料は四十三簿冊)があります。

ただし、これらの資料は作成からまだ五十年が経過していないことから、沖縄県公文書館管理規制第四条(個人の秘密であつて、当該情報を公にすることにより、当該個人の利益を不当に害するおそれのあるもの)により、ご本人又は三親等以内の親族の方のみ閲覧が可能な資料です。

閲覧の際は、ご本人であることを示す身分証明書が本人との続柄を示す戸籍謄本等の書類が

必要です。代理人の方が閲覧される場合は代理人証明書の提出をお願いいたします。

公文書館職員が該当する個人の資料をお探しし、その部分だけを閲覧、複写していただくこととなります。また対象となる資料が多い場合は、お探しのまでに時間がかかりますのでご了承ください。

軍人・軍属は軍事法廷で裁かれており、その記録は米国立公文書館にしかありません。また彼らが起こした交通死亡事故の件数は、軍政報告書に記載があります。これに加えて、講和前補償関係資料の中に記録されているかもしれませんのでご確認ください。

沖縄県のホームページにも事故件数は載っていますが、一九八一年以降のものです。

当館のホームページでは、資料所蔵の検索を利用者ご自身で行なうことができます。検索方法についてはお気軽にお問い合わせ下さい。

公文書館ダイアリー

六月一日 金曜日

公文書館は、宜野湾市にある沖縄国際大学南島文化研究所との共催により、第百五十三回シマ研究会、公文書館・沖縄国際大学、大学生のためのアーカイブズ講座を開催しました。

公文書館を管理・運営する県文化振興会の公文書専門員と修復士が、公文書館所蔵の映像資料を上映して解説し、公文書館の利用方法や施設を紹介しました。

レポートや修了論文を執筆する大学生に、もっと公文書館を活用してほしいという呼びかけに、参加した百二十人のみなさんが耳を傾けてくださいました。

公文書館にある歴史資料の宝庫からいろんな情報を探し出し



平成十九年六月分より

て、調査研究に役立ててくれることでしょう。

六月七日 木曜日

県文化振興会の公文書専門員三人が、県立病院事業局保管文書の調査・選別を行いました。

六月十二日 火曜日

南風原町立津嘉山小学校六年生十七人のみなさんが、公文書館へ職場見学に来てくださいました。



児童のみなさんは好奇心いっぱい、いろんな質問が飛び出しました。公文書館がどんなところかわかったかな？公文書館の仕事や、沖縄の歴史に興味を持ってくれたかな？

またいつか、公文書館に調べも

のに来てくれる日を楽しみにしています。

また、この日から県文化振興会の公文書専門員らが県庁の文書保存管理室に出向き、そこで保存している文書を、公文書館に引き渡してもらうための準備作業を開始しました。およそ三千五百箱の文書を点検する作業は、しばらく続きます。

公文書館のご近所にある真和志高校では、図書館主催により「慰霊の日を考える資料展」が始まりました。

公文書館が過去の展示に使用した大判の空中写真も使用していただきました。この空中写真は、米軍が沖縄上陸の前後に撮影したものです。

高校生のみなさんは、那覇近郊の空中写真に見られる当時の様子とあわせて沖縄戦の記録をひ



もときながら、平和学習を深めているようでした。オープニング・セレモニーには、県文化振興会の職員も参加し、公文書館所蔵資料の活用をよびかけました。

六月十三日 水曜日

大阪にあるテレビ局が、沖縄の戦後史をテーマにした番組を制作するため、所蔵資料の調査と撮影にやってきました。およそ二時間半かけて撮影は終了。公文書館の資料がどのように歴史の解明に用いられるか、放映が楽しみです。

六月十七日 日曜日

宜野湾市新城区自治会のみなさんおよそ六十人が公文書館を訪れ、映像資料を閲覧したり、展示を観覧しました。

六月二十六日 火曜日

与那原町板良敷老人クラブ三十五人のみなさんが、映像資料を閲覧し、展示を観覧しました。

六月二十九日 金曜日

連続講座 第一回「中国・薩摩は琉球をどう見たか」を開催しました。講師の深澤秋人先生（沖縄国際大学非常勤講師）は、四百年にわたる琉球と中国の交流の歴史を、新たな視点からひもといて下さいました。

「歴代宝案」に見られるエピソードとして、中国に渡った琉球の

人々と現地の人々との接触の様子を、いきいきと解説して下さいました。印象的でした。

第二回は七月六日、薩摩と琉球の関係についてのお話になることので、楽しみです。



深澤秋人さん



六月三十日 土曜日

平成十九年度公文書館友の会総会が開かれました。公文書館のサポーターの皆さんはすでに二百名を超えています。入会のご相談は、公文書館まで、お気軽にどうぞ。



公文書館カレンダー

平成19年8月から平成20年3月まで

休館日のお知らせ

- ・毎週月曜日
- ・国民の祝日である休日および慰霊の日
- ・年末年始(12月29日～1月3日)

展示室閉室

展示入替のため、次の期間は展示室閉室となります。
 ・9月25日～30日

利用案内

- ・開館時間 前9時から午後5時まで
- ・閲覧・複写の申請は4時30分までです。
- ・参考資料室の資料や、ビデオの利用は、閲覧申請の必要はありません。お気軽にご利用ください。
- ・書庫の資料を閲覧する際には、利用証を作成してください。その際、運転免許証や学生証などの身分証明書を提示してください。利用証は、発行から一年間有効です。
- ・閲覧室での筆記用具は鉛筆をご使用ください。
- ・原則として資料の館外貸出はできません。閲覧および複写でご利用下さい。複写は所定の実費をお支払い下さい。
- ・鞆等はロッカーにお預けください。ロッカーは百円硬貨を入れて使用し、使用後は戻ってくるタイプのものです。

毎月イベント盛りだくさん！公文書館へ行こう！！
 すべて参加無料です！！

～9月22日(土)まで開催中		第1回 常設展	公文書館展示室
8月9日(木)	午前10時～午後2時～	生徒のための夏休み映画会	公文書館閲覧室ミニシアター
8月10日(金)	午後2時～5時	講習会「簡易補修と保存箱」 講師：大湾ゆかり(財)沖縄県文化振興会修復士	公文書館講堂 定員40人(要申込)
8月16日(木)	午前10時～午後2時～	生徒のための夏休み映画会	公文書館閲覧室ミニシアター
8月23日(木)	午前10時～午後2時～	生徒のための夏休み映画会	公文書館閲覧室ミニシアター
8月24日(金)	午後3時30分～5時	講演会「米国における政府公文書へのアクセスの保証：米国国立公文書館・記録管理庁(NARA)の役割」 講師：マイケル・J.カーツ(米国国立公文書館記録管理庁記録サービス局長)	公文書館講堂(要電話申込)
8月30日(木)	午前10時～午後2時～	生徒のための夏休み映画会	公文書館閲覧室ミニシアター
10月2日(火)～平成20年3月30日(日)まで		第2回 常設展	公文書館展示室
10月26日(金)	午後6時30分～8時	講演会「おきなわ豆腐ロード」 講師：宮里千里(那覇市総務部長)	公文書館講堂
11月20日(火)～11月30日(金)		移動展「映像と写真が語る宮古」	宮古島市総合博物館
平成20年2月15日(金)	午後2時～5時	講演会「身近にできる資料の保存処置(仮題)」 講師：尾立和則(元京都造形芸術大学教授)	公文書館講堂

交通案内



- ・バスのごあんない
- ・那覇バス(株)...
- 1・2・3・5・15番線新川営業所下車1分
- ・東陽バス(株)...
- 91番線 新川バス停下車1分

表紙の資料「米軍作成沖縄電話帳1945年9月」について



シャロン・ボートライトさん

この電話帳は、平成18年11月米国在住のシャロン・ボートライト女史より当館に寄贈されました。これは、彼女が偶然「OKINAWA」という文字に父親のことを思い出し購入したそうです。

シャロンさんの父・エリオット・ボートライト氏は、LCT792 戦車隊上陸艇の電気係として沖縄戦に参加し、伊江島で終戦を迎えました。彼女は幼い頃、父親から「IESHIMA」の話聞かされ、一度は訪れてみたいと

思っていたところ、昨年11月、伊江島に行く機会を得ました。

島では戦争遺跡を見て廻り、島出身の年寄りから戦争体験を聞くなどして、父親の沖縄に対する思いを少しは理解できたと言って帰国されたそうです。

戦争体験は沖縄住民だけではなく、出征した米兵家族にも大きな傷痕を遺し、60年経た現在でも様々に語り継がれています。

(資料コード 0000071110)